

国土建第278号

平成29年11月10日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



### 建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について

建設工事に従事する技術者の高齢化の進行と若年入職者の減少が著しい現状においては、将来にわたって継続的に適正な施工を確保する観点から、技術者の資質向上及び担い手確保に向けた取組が強く求められています。

こうした中、建設工事のうち、電気通信分野については、近年の情報通信分野における著しい技術の進歩やネットワークの複雑化に伴い、工事の施工管理においても高度な知識、技術等が求められるとともに、その工事量も近年増加傾向にあることから、電気通信工事の施工管理に従事する技術者の育成・確保を図る必要があります。

また、建築施工管理に係る2級の技術検定については、3つの専門種別（建築、躯体及び仕上げ）ごとに実施していますが、工法等の変化により、求められる知識が共通化していることや、就職前に合格した場合、就職後の担当工事の種類によっては学科試験を受け直す必要が生じている状況を踏まえ、2級の学科試験の種別を廃止し、共通試験として実施する必要があります。

加えて、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者についても、講習の種目によってはその能力が主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者（以下「主任技術者等」という。）と同等と認められるものがあることから、当該講習修了者についても主任技術者等の要件を満たすものとし、その活用を図っていくことが必要です。

以上のことから、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「施行令」という。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号。以下「検定規則」という。）、関連告示（昭和37年建設省告示第2755号、昭和47年建設省告示第350号、昭和58年建設省告示第1508号、昭和63年建設省告示第1317号、平成7年建設省告示第1297号及び平成27年国土交通省告示第1197号）及び建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号。以下「許可事務ガイドライン」という。）

について所要の改正を行い、本日付で公布・施行することといたします。

改正の主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願いいたします。

## 記

### (1) 電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設について

#### ア 試験概要等

技術検定の種目として「電気通信工事施工管理」を新設し、検定の対象とする技術を「電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術」とする。(施行令第27条の3関係)

試験科目については、1級、2級ともに、学科試験を電気通信工学等、施工管理法及び法規、実地試験を施工管理法とする。(検定規則第1条(別表第1、別表第2)関係)

#### イ 受検資格

受検資格については、1級、2級ともに、原則として他の施工管理に係る技術検定(土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理)と同一のものとし(施行令第27条の5関係)、施行令第27条の5第1項第1号及び第2号並びに第2項第2号ロ(1)に規定する国土交通大臣が指定する指定学科を「電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科」とする(検定規則第2条関係)。なお、1級の技術検定に関しては、「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、電気通信工事に関し指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上の実務経験を有する者」についても、2級の技術検定に関しては、「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、電気通信工事に関し1年以上の実務経験を有する者」についても受検することができるものとする。(昭和37年建設省告示第2755号及び平成27年国土交通省告示第1197号関係)

#### ウ 受験手数料

受験手数料については、1級の学科試験・実地試験はそれぞれ13,000円、2級の学科試験・実地試験はそれぞれ6,500円とする。(施行令第27条の10関係)

## エ 合格者の取扱い

2級合格者については、電気通信工事業に係る主任技術者等の要件を満たすものとする。(施行規則第7条の3関係)

1級合格者については、上記に加え、電気通信工事の監理技術者及び電気通信工事業に係る特定建設業者の営業所専任技術者としての要件を満たすものとする。(昭和63年建設省告示第1317号関係)

### (2) 建築施工管理技術検定に係る2級の学科試験の種別廃止について

建築施工管理に係る2級の技術検定のうち、学科試験については平成30年度より種別を廃止することとする。(施行令第27条の3関係)

なお、学科試験の科目については、建築学等、施工管理法及び法規とし、実地試験の科目のうち躯体施工管理法及び仕上施工管理法については、その試験基準に、それぞれ躯体・基礎工事、仕上工事について「工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解」することを追加する。(検定規則第1条(別表第2)関係)

### (3) 登録基幹技能者講習を修了した者の主任技術者等の要件への認定について

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者等の要件を満たすものとする(施行規則第7条の3関係)。なお、「許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの」については、別途告示を制定する予定である。

### (4) その他

電気通信工事の内容を「有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、ネットワーク設備、情報設備等の電気通信設備を設置する工事」に、電気通信工事の例示を「有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事」に改める。(昭和47年建設省告示第350号及び許可事務ガイドライン関係)